

令和5年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

香 川 県 ・ 香川労働局

令和5年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1. 個人の主体的なキャリア形成の促進	1
2. 労働市場の強化・見える化と賃金上昇を伴う労働移動の支援等	5
3. 継続的なキャリアサポート・就職支援	8
4. 働く女性の活躍推進・女性の就労支援・男性の育児休業取得の推進	12
5. 新規学卒者・就職氷河期世代・非正規雇用労働者等に対する支援	16
6. 高齢者の就労・社会参加の促進	21
7. 障害者の就労促進	23
8. 外国人に対する支援	28
9. 誰もが働きやすい職場づくり	31
10. 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	35
【特別連携事業】	37
・国と県との施設間の連携強化	

前文

香川県知事と香川労働局長の間で締結した「香川県雇用対策協定」の第2条に基づき、令和5年度の事業計画を次のとおり定める。

【★】 = 新規施策

1. 個人の主体的なキャリア形成の促進

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進

内容：行政機関、労使団体、教育訓練機関等の協力のもと、地域の人材ニーズの把握、訓練コースの効果の把握・検証や改善を行い、より地域のニーズに即した訓練コースを設定していく。

[目 標]

○地域の人材ニーズに対応した職業訓練の設定に努める。

香川労働局が実施する業務

- ハローワークで把握した人材ニーズや訓練ニーズについて、香川県等に対して情報を提供する。
- 事業主団体、労働者団体、教育訓練機関、職業紹介事業者等により組織する「香川地域職業能力開発促進協議会」を香川県との共催で開催し、地域の人材ニーズを踏まえたコース設定、訓練効果の把握・検証、キャリアコンサルティングの取組等について協議し、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定を促進する。
- 当協議会ワーキンググループにおいて、訓練修了者・修了者を採用した企業・訓練実施機関にヒアリングを行い、個別の訓練コースについて効果の把握・検証を実施し、コース設定に反映させていく。【★】

香川県が実施する業務

- 労働局と県が主催する「香川地域職業能力開発促進協議会」において、公的職業訓練（公共職業訓練（民間教育訓練機関等に委託して行う訓練（委託訓練）を含む）と求職者支援訓練）の設定地域、開講時期等の調整を行い、また、労働局から提供された地域の人材ニーズや訓練ニーズのほか、当協議会ワーキンググループにおける訓練の効果検証等を踏まえた一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画」を策定する。

- 高等技術学校の施設内訓練及び委託訓練による、職業に必要な技能及び知識の習得を通じ、再就職を支援する。
- 労働局と連携し、国家資格等の取得が可能な「長期高度人材育成コース」を委託訓練により実施する。
- ハローワークから提供された求人情報の提供や就職希望アンケートの結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。

(2) キャリア形成・学び直し支援センターとの連携によるキャリア形成と学び直しの支援【★】

内容：産業構造が変化する中、個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自律的・主体的にキャリアを形成し、その能力を発揮できるための環境整備を行う。

香川労働局が実施する業務

- 「キャリア形成・学び直し支援センター」において、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会の提供や訓練情報の提供等を行う。
- 「キャリア形成・学び直し支援センター」の利用促進のため、ホームページやSNSでの周知、ハローワークでの求職者・求人者への周知など、認知度を上げる取組を行う。

香川県が実施する業務

- キャリア形成・学び直し支援センターによる労働者等の公的職業訓練への誘導・受講促進について、必要な情報提供などを実施する。

(3) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

内容：社会全体のDXの加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じている中、デジタル人材の質的・量的な確保を図るため、デジタル分野のコース設定の促進を図るとともに再就職支援に取り組む。

[目 標]

- 求職者支援訓練のデジタル分野について、年間計画数100人（IT：50人、WEBデザイン：50人）を目指す
- 委託訓練において、これまでの「ITシステム科」「デジタルスキルアップ科」に加え、「IT・クリエイター科」を新設し、「WEB・プログラミング科」をデジタル系のカリキュラムに転換を図る。

香川労働局が実施する業務

- IT分野の資格取得を目指すコースについて、職業訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを引き続き実施することに加え、WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等により、訓練コースの拡充を図る。
- 新たなデジタル分野に係る職業訓練の実施に際し、ハローワークの担当者を対象とした訓練実施機関によるコース説明会を実施し、ハローワーク職員のデジタル分野の訓練への理解を深め、適切な受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。
- eラーニングコースであれば、他県で実施されるものであっても自宅で受講可能であることを周知し、デジタル分野を希望する求職者ニーズに対応していく。
- 人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」や「事業展開等リスクリング支援コース」を事業主に活用勧奨することにより、デジタル分野における訓練の活用促進を行う。

香川県が実施する業務

- 人材確保が必要な「デジタル人材」に特化して、学生や求職者と県内企業とのマッチングイベントを開催する。
- 委託訓練によるデジタル人材の育成支援を通じた就職支援を実施する。

(4) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

内容：雇用調整助成金を活用した休業等による雇用維持支援や産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）を活用した在籍型出向による雇用維持支援について、着実に実施する。加えて、在籍型出向が労働者のキャリアアップ・能力開発にも効果があること等を踏まえ、産業雇用安定助成金の「スキルアップ支援コース」や「事業再構築支援コース」により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、「在籍型出向等支援協議会」を通じて、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向の活用を促進する。

香川労働局が実施する業務

- 雇用調整助成金や産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）により、労働者の雇用維持を図る事業主を支援する。

- 企業の人材育成や新事業展開を支援するため、産業雇用安定助成金の「スキルアップ支援コース」や「事業再構築支援コース」を活用した在籍型出向について、事業主への提案・周知を図る。
- 事務局として、「香川県在籍型出向等支援協議会」を運営する。
- 労働局・ハローワークで入手した出向に関する情報を産業雇用安定センター等の関係機関と共有し、送出・受入企業の開拓を促進する。
- 業界団体等に会員企業への周知に係る働きかけ等により、事業主の在籍型出向への認知度を上げる取組を継続する。

香川県が実施する業務

- 労働局が主催する「香川県在籍型出向等支援協議会」に参画し、関係機関と連携して地域における取組を推進する。
- 一時的に雇用過剰となった企業と人手不足分野等の企業との間での出向や転籍（移籍）による雇用維持を支援するため、手続きや事例、在籍型出向によるマッチング等を支援する産業雇用安定センターの取組などを紹介・解説する動画配信を実施する。

2. 労働市場の強化・見える化と賃金上昇を伴う労働移動の支援等

(1) 円滑な労働移動に資する情報等の整備

内容：円滑な労働移動を実現するため、職業情報、職業能力、職場情報などの情報を「見える化」する。

香川労働局が実施する業務

- job tag（職業情報提供サイト（日本版ONE T））を活用し、職業情報の検索だけでなく、その職業に就くために必要な職業能力、具体的な職業訓練の講座等の情報を提供する。
- 新たなウェブサイト「マイジョブ・カード」において、オンライン上でジョブ・カードを作成・管理できるようになったほか、ハローワークインターネットサービスやjob tagと連携した情報取得等ができるようになっており、この積極的な周知、普及促進を図る。【★】
- 職場情報総合サイト（しょくばらぼ）を活用し、企業の勤務実態などの働き方や採用状況に関する企業の職場情報を提供する。

香川県が実施する業務

- 労働局との連携のもと、当該事業の周知・広報に努め、活用を促進する。

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の推進

内容：労働移動の円滑化を進めるに当たって、労働移動に伴う経済的なリスクを最小化する観点から、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援等、賃金上昇の実現を目指した取組を進める。

香川労働局が実施する業務

- 事業所訪問の機会や事業主を対象として開催するセミナー等を活用して、賃金の引上げを支援する特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）及び中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の有効利用を周知する。
- 助成金の活用を希望する事業主やハローワークに求人申込みを行っている（行おうとしている）事業主に対し、積極的な活用勧奨を行う。

- ハローワークにおいて、地域の労働市場の状況等を踏まえながら、充足可能性を高めるための求人賃金等の条件向上指導を強化する。
- ハローワークにおいて、賃金等の個々の求職者の希望に基づいた個別求人開拓を推進する。

香川県が実施する業務

- 労働局との連携のもと、当該事業の周知・広報に努め、活用を促進する。

(3) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

内容：都市部を離れて地方で暮らすことへの関心が高まっている中で、大都市圏の香川県内での就職を希望する者に対して、業種、職種を越えた再就職等も含め、個々のニーズに応じた支援を行う。

[目 標]

- 年間の県外からの移住者数について、2, 480人を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が行う移住・定住に関する雇用対策について、積極的に連携・協力する。
- 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画の推進に当たって、香川県への必要な情報提供をはじめとして、積極的な連携・協力を行う。
- 香川県内での就職を希望する者に対して、ハローワークの全国ネットワークを活用した職業相談やオンライン面談会、生活関連情報の提供等を一体的に行う。

香川県が実施する業務

- 県政の運営指針である総合計画として取り組む人口減少・活力向上対策のうち、特に、雇用分野については、労働局と連携・協力して行う。
- 市町と連携した大都市圏での移住フェア等の開催、かがわ暮らしの魅力や空き家バンクの紹介などの情報発信、移住・交流コーディネーターによる相談対応、空き家改修補助など各種助成事業等を引き続き実施する。
- 若者の県内定着やUターン就職等を促進するため、大学等に進学した学生等で希望された方に対し、在学中、県内企業の情報等を電子メールにより送信することに加え、県内外の若者をターゲットにインターネットを活用した情報発信等に取り組む。
- 県外大学生のU J I ターン就職を支援するための就職支援セミナーや合同就職説明会を開催するほか、U J I ターンを希望する県外在住求職者に対する人材

採用コーディネーター等による就職支援サイトを活用したきめ細かなマッチング支援や転職相談フェアなどを実施する。

3. 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) 職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

内容：ハローワーク及び香川県就職・移住支援センターの利用者に対し、オンライン職業相談による就職支援等により、来所せずに支援を利用できるサービスを強化する。

香川労働局が実施する業務

- ハローワークのさらなる利便性向上のため、オンラインを活用した職業相談を行うとともに、オンラインによる失業認定を試行的に実施する。
- ハローワークが開催する就職支援セミナー等について、当該セミナーを開催するハローワークに加え、県下その他のハローワークをサテライト会場として同時開催するなど、サービスの充実を図る。
- オンラインを活用した、求人申込み・内容変更等が行える求人者マイページや求人の閲覧・応募ができる求職者マイページは、24時間利用可能で来所の必要がない等のメリットを説明し、利用率の向上を図る。

香川県が実施する業務

- 就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用し、学生や求職者、県内企業等の利便性向上を図る。
- 企業が行うインターンシップのプログラム作成や採用支援セミナーを開催するとともに、オンラインでの就職相談会等を開催し、県内企業の情報や魅力を発信する。

(2) 人手不足分野における人材確保支援

内容：医療、介護、保育、建設、警備、運輸等、人手不足分野の人材確保のために、求人者・求職者双方のマッチング支援の強化に取り組むとともに、関係機関や業界団体と連携したイベント等の開催による各業界の理解促進・魅力発信を実施することにより、人材確保対策を推進する。

[目 標]

- 人手不足分野（医療、介護、保育、建設、警備、運輸等）への就職件数について3, 835件以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 医療、介護、保育、建設、警備、運輸等、人手不足分野における人材確保に向けて、ハローワーク高松に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に関係機関や業界団体との連携によるイベント等を開催することで、人材確保の充実を図る。
- 医療、介護、保育関連の有資格求職者等に対し、求人情報の提供や仕事の内容や魅力について理解を深められる取組を行い、人材の掘り起こしを図る。
- 求職者が希望する勤務条件等のニーズを情報提供した上で、求人充足に向けた求人条件の緩和指導や求人内容の明確化などの助言を実施し、積極的なマッチング支援を実施する。

香川県が実施する業務

- 人手不足分野等における人材確保対策として、労働局等関係機関と連携して周知・啓発を行う。
- 非正規雇用労働者や新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた者などを対象として、正社員就職に向けた人手不足分野の企業等とのマッチングを図る合同企業面接会「正社員就職フェア」を開催する。
- 人手不足分野における再就職支援を強化するために、離職者等を対象とした公的職業訓練（ハロートレーニング）を、労働局と連携して引き続き実施する。
- 医療・福祉分野において、各有資格者等の人材登録センターは、専任のコーディネーターのマッチング支援や潜在有資格者等の再就職支援を労働局と連携・協力して行い、人材確保に努める。また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的かつ継続的に取り組む勤務環境改善活動に対し、総合的に支援する。
- 香川県保育士人材バンクにおいて、潜在保育士等の保育所等への就職支援に取り組む。
- 建設分野では、建設産業団体、教育・職業訓練機関、行政機関の取組をとりまとめた「建設産業における人材の確保・育成に向けた取組指針」に基づき、各機関と連携を図りながら人材の確保・育成に取り組む。
- 香川県就職・移住支援センターにおいて、デジタル人材のマッチングイベントを開催する。

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

内容：介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、職業訓練の拡充や就職支援に取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 各関係機関等との連携強化による、就職支援、介護・障害福祉分野の訓練枠の拡充、訓練カリキュラムへの職場見学・職場体験の組み込み等の取組を推進する。
- 「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職パッケージ」に基づき、福祉人材センター及び社会福祉協議会と連携を強化し、訓練受講者の確保に努めるとともに、就職支援に取り組む。

香川県が実施する業務

- 福祉人材センターにおいて、労働局等関係機関と連携して、介護分野等への就職支援に取り組む。

(4) 求職者支援制度による再就職支援

内容：雇用保険を受給できない者への安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により一層の制度の活用促進を図る。

[目 標]

- 雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するため、短期・短時間、オンライン、eラーニング等の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図る。
- 職業訓練受講者に対し、訓練実施機関との連携強化のもと、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング、求人情報提供等の計画的な支援を実施する。

香川県が実施する業務

- 特定求職者の就職の支援として、県が行う公的職業訓練の受講を容易にするため、求職者支援制度による受講給付金を活用する。

(5) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

内容：労働局と香川県との「香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」及び「ハローワークと地方公共団体との地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

[目 標]

○生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、支援対象者470人以上、就職者数305人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 「香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を主催し、香川県と協定を締結の上、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、雇用施策と生活保護施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- ハローワークによる香川県及び市福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、ハローワークと地方公共団体が一体となった就労支援を行う。
- ハローワークと地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等を雇用したことがない事業主等、従前からの雇用主以外での求人開拓を進めて、生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する等により生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

香川県が実施する業務

- 労働局が主催する「香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」に参画し、労働局と締結した協定に基づき、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、福祉部門と雇用部門による情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 管内福祉事務所のほか地方公共団体にハローワークによる出張相談を積極的に周知するとともに、地方公共団体とハローワークが一体となった就労支援を行う。
- 地方公共団体とハローワークが一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進する。

4. 働く女性の活躍推進・女性の就労支援・男性の育児休業取得の推進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

内容：管理職に占める女性割合は、国際的に見るとその水準は低く、男女の賃金の差異も大きいことから、女性活躍推進をより一層進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の情報公表を契機とした女性活躍推進の取組を県内企業に促していく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 301人以上企業に義務付けられた「男女の賃金の差異」に係る情報公表（女性活躍推進法）について、履行確保を図る。
- 「男女の賃金の差異」の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理の改善、女性の活躍推進に向けたより一層の取組推進を働きかける。
- 募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女の均等な取扱い（男女雇用機会均等法）の履行確保を図る。
- 妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、特に非正規雇用労働者や外国人労働者についても正社員と同様にあってはならないことから、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導等を行う。

香川県が実施する業務

- 「第2次かがわ働く女性活躍推進計画」に基づく各種施策を実施するとともに、労働局の協力のもと、「かがわ働く女性応援会議」を実施する。
- 中小企業を対象とした女性活躍推進法や次世代法に基づく一般事業主行動計画策定等の働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、労働局と連携して行う。
- 働く女性の活躍を促進するための啓発事業等を行う。
- 女性が働きやすい職場づくりを支援するため、職場における女性のキャリア形成支援を行うメンターを育成するための研修を実施する。
- 地域や働く場における女性リーダーの育成を推進するためのセミナーを開催するとともに、ネットワークづくりを目的とした意見交換会等を実施する。【★】
- 女性を対象にデジタルスキルを活用した起業やフリーランス等の「新しい働き方」を支援するため、Setouchi-i-Baseにおいて受注支援から伴走型支援も含めたセミナー等を開催する。【★】

(2) 子育て中の女性等に対する就職支援

内容：子育てをしながら就職を希望する女性、母子家庭の母等のひとり親等に対して、香川県と労働局による一体的な支援を行っていく。

香川労働局が実施する業務

- しごとプラザ高松及びハローワーク丸亀のマザーズコーナーにおいて、子育てをしながら就職を希望する女性や就労にブランクがある等により不安が高い者に対して、再就職支援セミナー等による支援を強化する。
- 香川県や子育て支援機関が実施するイベント等において、アウトリーチ型の支援を実施する。
- 子育てと就職が両立できるよう、週休2日制の求人や急な休みに対応可能な「子育て支援求人」の確保を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局の協力のもと、女性の就労促進に向けた機運醸成を図るシンポジウムを開催する。【★】
- 「香川県就職・移住支援センター」において、子育てを応援する企業等からの女性向け求人の開拓や、相談対応などを行う人材採用コーディネーターを配置し、女性求職者と県内企業との正規雇用に向けたマッチング支援強化を図る。【★】
- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職についていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」及び新たに設置した中西讃サテライト拠点において、現在職に就いていない女性や高齢者等を掘り起こし、就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習などにより、多様な就労ニーズに応じた新規就業を支援する。
- 子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等については、しごとプラザ高松及びハローワーク丸亀（マザーズコーナー）と連携し、保育所情報の提供等を行い、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。
- 働きたい女性に対する出張相談会を開催する。
- 未就学児を子育て中の女性等が高等技術学校の施設内訓練を受講しやすい環境を整備するため、民間の託児施設を活用した託児サービスを付加する。【★】
- 委託訓練に託児サービス付きのコースを設置し、職業能力開発の機会を提供する。

- 出産・子育て等によりキャリアが中断した女性の就職を支援するため、即戦力として求められるパソコン操作等に関する短期の研修を実施する。【★】

(3) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

内容：少子高齢化が急速に進展する中、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっており、男性の育児休業取得率（令和3年度 13.97%）を令和7年度までに 30%とする政府目標の達成に向けて、取組を強化する必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化（育児・介護休業法）について、着実な履行確保を図る。
- 「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図るとともに、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知する。
- 労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、速やかに必要な指導を行う。
- 県内企業に「イクメンプロジェクト」において作成する企業の取組事例集や研修資料の活用を促す。
- 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の利用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。

香川県が実施する業務

- 男性の育児休業等取得を促進するため、男性の育児休業取得に課題を抱えている県内企業に対し、研修を行うとともに個別支援を実施する。

(4) 不妊治療と仕事との両立支援

内容：不妊治療と仕事の両立については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が改正され、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項に追加され、令和3年4月より適用されている。

不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組むことは、離職の防止、労働者のモチベーションの向上、新たな人材の確保等につながることから、不妊治療と仕事との両立を図る休暇制度等の環境整備等を県内企業に促していく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 令和4年4月に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定の促進を図る。
- 「くるみんプラス」認定を希望する事業主に対しては、不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業の「両立支援担当者向け研修会」の活用を勧奨する等の支援を行う。
- 「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金等を活用し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。
- 不妊治療を受けながら働き続けられるよう不妊・不育症相談センター等で、情報提供や相談を実施する。

5. 新規学卒者・就職氷河期世代・非正規雇用労働者等に対する支援

(1) 新規学卒者等への就職支援

内容：新規学卒者や既卒者に対し、香川県と労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど、若者に対する就労支援策を実施する。

[目 標]

○大卒者等向け企業説明会及び就職面接会を3回、高卒者向け就職面談会を1回開催する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関と連携し、新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催し、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川県等と連携して、ユースエール認定企業のさらなる普及拡大・情報発信の強化に取り組む。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、香川県と連携して、県内経済4団体に対して、新規学卒者の採用枠の確保及び職場定着支援等について要請を行う。
- 香川県等関係機関が参集する「香川新卒者等人材確保推進本部」を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を図る。
- 「職業安定法」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、職場情報の提供及び労働関係法令に違反する求人の不受理、労働条件の明示等についての周知・啓発により、香川県等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 香川県の就職と移住の一元化窓口である「香川県就職・移住支援センター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等のU I Jターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のU I Jターン就職を支援する。
- 学校等と連携を強化し、就職活動が困難な学生や地方就職等の多様なニーズを持つ学生を早期に把握することにより、新卒応援ハローワークに適切に誘導し、新卒者の希望にマッチした求人確保や人手不足業種などの企業と学生とのマッチング等、一貫した支援により、新規学卒者の希望者全員の正社員就職を目指す。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターを就職支援窓口の核として設置し、労働局等関係機関と連携して新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催するなど、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、労働局と連携して、ユースエール認定企業の周知・広報に協力する。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、労働局等関係機関と連携して、県内経済4団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 労働局が主催する「香川新卒者等人材確保推進本部」に参画し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関との連携を図る。
- 若者の雇用を促進し、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、労働局等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 就職活動前の早い段階から、若者に県内就職という選択肢を意識付けるため、高校におけるキャリア教育を推進する。
- 就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用し、学生や求職者、県内企業等の利便性向上を図る。
- 企業が行うインターンシップのプログラム作成や採用支援セミナーを開催するとともに、オンラインでの就職相談会等を開催し、県内企業の情報や魅力を発信する。
- 主に卒業年次前の学生を対象に、オンラインイベントシステムを活用して、県内企業が合同で企業PR等を行う就職イベントを開催する。【★】

(2) 就職氷河期世代への活躍支援

内容：就職氷河期世代（概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す）に対し、個別の状況に応じたきめ細かな支援が届くよう、香川県と労働局が連携して支援体制を構築する。

[目 標]

- 就職氷河期世代（「不安定な就労状態にある方」、「長期にわたり無業の状態にある方」及び「社会参加に向けた支援を必要とする方」）の希望に応じた支援を通じ、令和2年度からの5年間で正規雇用者数を7,700人増やす。

香川労働局が実施する業務

- 官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」を通じ、関係機関と連携して、香川県内における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめや各種施策の進捗管理を統括する。
- 「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」を活用した支援において、民間委託による支援策の周知広報を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化の支援に取り組むほか、新たな雇入れ等にかかる好事例の収集・発信を実施する。
- 就職氷河期世代専門窓口等において、不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、担当者制によるチーム支援を実施する。個別の支援計画に基づいて、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適正・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など計画的かつ総合的に実施する。
- チーム支援の実施に当たっては。地域若者サポートステーション等の支援機関と連携することとし、業種や職種に偏りがないよう求人開拓や職場実習先の開拓を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局が主催する「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」に参画し、関係機関と連携して地域における取組を推進する。
- 地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の支援対象者を49歳まで拡充し、就職氷河期世代のうち長期にわたり無業の状態にある方に対し、職場見学やジョブトレーニング、臨床心理士や公認心理師による心理カウンセリングなどによる就労支援を行う。
- 不安定な就労状態にある方が多く存在する就職氷河期世代向けに、正社員就職を支援する集中講座やキャリアカウンセリング等を実施する。
- 就職氷河期世代等の活躍を促進するため、委託訓練で職場での対応力を高める実践的な訓練等を実施する。
- ひきこもりの状態にある方の社会参加に向けた支援を図るため、就職氷河期世代を含む中高年に配慮した居場所づくりを推進するほか、新たに外出に抵抗のあるひきこもり当事者及び家族が社会とつながるためのオンラインによる居場所等を設置し、支援の入り口を広げる取組を進める。【★】
- ひきこもりの早期発見・早期支援の観点から身近な市町での支援体制の充実を図るため、ひきこもり地域支援センターに専門的なスキルを有した職員を配置し、各市町の困りごとなどを把握し、改善のアドバイスをするなど、市町のひきこもり支援体制づくりを進める。

- ひきこもり状態にある方や長期無業者など社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を持つ生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を活用することで、利用者の自己肯定感や就労意欲の向上を促進する。

(3) 非正規雇用労働者等への支援

内容：関係機関と連携し、フリーター（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）の正規雇用化を促進する。また、若年労働者の早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

[目 標]

- わかもの支援窓口を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合について、65%以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関と連携し、フリーター・若年無業者等に対して、正社員就職が実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供して正規雇用化を促進するとともに、若者の安易な早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。また、ハローワークに設置しているわかもの支援窓口等において担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行い、実践的スキルの付与が必要とみられる者については、公的職業訓練の積極的な誘導を行う。
- 地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するために、民間委託により設置している「若年者就業支援センター」を通じて、香川県、学校、県内企業等と幅広い連携・協力のもと、若年者の正規雇用化を促進する。その中で、職業相談の課程において自己理解等の就職前準備が必要とみられる場合には、サポステへと誘導する。加えて、早期離職対策として職場定着の支援に取り組む。
- 非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、担当者制により個人の状況に応じた体系的かつ計画的な就職支援を行う。

香川県が実施する業務

- 「かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議」で、関係機関との連携強化やネット等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。

- 労働局、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。
- 発見誘導コーディネーターを配置し、サポステに登録する必要がある対象者の掘り起しを行い、職場見学やジョブトレーニング、臨床心理士や公認心理師による心理カウンセリングなどによる就労支援を行う。
- 若者が、企業内でキャリア形成を十分に行い、早期離職とならないよう、職場環境の改善を含めた職場定着支援について、労働局等関係機関と連携・協力して行う。
- 労働局及び若年者就業支援センター等関係機関と連携して、フリーター等の若者の正規雇用化及び早期離職防止対策に取り組む。
- 雇用情勢の悪化の影響を受けやすい非正規雇用労働者や新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた者などを対象として、正社員就職に向けた人手不足分野の企業等とのマッチングを図る合同企業面接会「正社員就職フェア」を開催する。

(4) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

内容：パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日より中小企業含め全面適用されており、引き続き雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を強力に推し進めていく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく指導を的確に実施し、法の着実な履行確保を図る。
- 同一労働同一賃金等に取り組む企業の好事例を収集し、「多様な働き方の実現応援サイト」等を通じて、事業主及び労働者等に対し周知等を実施すること等により、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた企業の取組機運の醸成を図る。
- 香川働き方改革推進支援センターにおいて、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した相談対応、コンサルティング、セミナーを実施する等、企業及び業界団体に対してきめ細かな支援を行う。
- 非正規雇用労働者の正社員化（多様な正社員を含む。）や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。

香川県が実施する業務

- 多様な人材が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。
- パートタイム労働法について、労働局と協力し、周知の徹底を図る。

6. 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

内容：少子高齢化が急速に進行する中、高年齢者が、意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができる、「生涯現役社会」の実現に向けた取組を図る。

香川労働局が実施する業務

- 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、あらゆる機会を捉え、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図る。
- 60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業に対して、高年齢労働者処遇改善促進助成金による支援を行う。
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している「65歳超雇用推進助成金」や「70歳雇用推進プランナー」等による支援が必要と判断される場合は、支援を要請する等、効果的な連携を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

(2) マッチング支援の拡充

内容：高年齢者が安心して再就職に向けた活動ができるよう、積極的に支援する。

[目 標]

- 「生涯現役支援窓口」の就職件数について、433件以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 県内4か所のハローワーク（高松、丸亀、坂出、観音寺）に設置している「生涯現役支援窓口」において、特に65歳以上の求職者を対象として、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就職に直結するマッチング支援を行う。

香川県が実施する業務

- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職に就いていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」などに就労相談のあった高年齢求職者について、ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等と連携し、再就職支援を強化する。

(3) 地域における多様な就業機会の確保

内容：高年齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるよう支援する。

香川労働局が実施する業務

- 高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行う。
- 求人を提出している事業主に対しては、シルバー人材センターで取り扱う就業を説明し、シルバー人材センターの活用を相談・助言する。

香川県が実施する業務

- 高齢者の生活の充実や地域社会への貢献などを目的とするシルバー人材センター活動の推進を図るため、香川県シルバー人材センター連合会の運営を支援する。
- 福祉人材センターに「介護助手普及推進員」を配置して、地域の元気な高齢者などに対して介護職員周辺業務を担う「介護助手」の求人を周知し、就労を支援する。【★】

7. 障害者の就労促進

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

内容：障害者の雇用経験やノウハウが不足している中小企業や障害者雇用ゼロ企業等に対し、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を効果的に推進する。

また、事業主がキャリア形成の支援を含む適正な雇用管理に一層取り組むよう、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を行う。

[目 標]

- 障害者雇用に対する認識についての理解不足や雇用することについての不安を払拭し、障害者雇用を一層促進するために、職場実習の受入れ100件以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 障害者雇用ゼロ企業等への企業向けチーム支援等を強化し、障害者雇用に対する理解不足や障害者雇用のノウハウが不足している企業を対象に、香川県と連携して職場実習を実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共催で開催する。
- 障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取組が一層推進されるよう、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の普及を進める。
- 事業主の責務として、障害者である労働者の能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理を行うことに加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことにより、雇用の安定に努めるよう助言・指導を行う。
- 特に500人以上規模企業に対して、労働局及び香川県が連携して訪問し、更なる雇用促進に向けた助言等を行う。【★】

香川県が実施する業務

- 障害者が持てる能力を發揮しながら働くことができるよう、県内企業の障害者雇用に対する理解を深めるための障害者短期職場実習を実施する。

- 民間企業における障害者の雇用促進を図るため、障害者の雇用経験やノウハウが不足している県内企業等に対し、雇用に向けた個別支援を行うコーディネーターを配置する。【★】

(2) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

内容：障害者の法定雇用率の段階的な引上げ、除外率の引下げ等について、企業及び公的機関に対して周知啓発を行う。

香川労働局が実施する業務

- 除外率設定業種や、雇用率の引上げに伴い未達成に転じる恐れがある企業など影響の大きい企業に対する周知啓発を行うとともに、必要な支援を実施する。
- 企業担当者が助成金、求人及び雇用保険の手続き等で来所する際や、障害者雇用率達成指導時、就職面接会の機会を活用して周知啓発を行う。
- その他、リーフレットやホームページ等を活用した周知啓発を実施する。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

(3) 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

内容：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者等の多様な障害特性や本人の希望の対応したきめ細かな就労支援を実施する。

[目 標]

- 障害者の就職件数は、856件数以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する「香川県発達障害者支援連携協議会」及び「香川県難病対策連絡協議会」に出席し、香川県が委託実施する発達障害者支援センター「アルプスカがわ」や難病就労支援センター「かがやき」等の生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。
- 香川県が主催する「香川県障害者施策推進協議会」に出席し、「かがわ障害者プラン」の施策に係る障害者雇用の現状等の情報提供や施策提言を行う。

- チーム支援や関係機関と連携した就職面接会や事業所見学会等による就労支援を推進する。
- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するに当たり、必要な情報提供を行う。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業を対象とした特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- ハローワークの担当者が「かがわ総合リハビリテーションセンター」に出向き、出張相談を行う。より深い支援を行うため、センター関係者との連携を図り、就職支援に努める。
- 香川県と連携して、広く一般労働者を対象に職場において精神・発達障害者を支援し応援者となる精神・発達障害者しごとサポーターを養成し障害者を支援する環境づくりに取り組む。
- 就職や職場定着に向けて、働くうえでの自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有するための「就労パスポート」の普及を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局等関係機関で構成する「香川県発達障害者支援連携協議会」及び「香川県難病対策連絡協議会」を主催し、労働局の就労施策と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。
- 労働局等関係機関で構成する「香川県障害者施策推進協議会」等を主催し、労働局との連携のもと、「第6期かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。
- 「障害者の雇用ガイド」等により企業の障害者雇用の状況、助成措置、雇用管理のノウハウに関する好事例等を広く事業所へ周知啓発を行うことにより、労働局及びハローワークによる雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。
- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を労働局及びハローワークと共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教員を対象とした事業所見学会を共同実施して職業意識の早期形成を図る。
- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 障害者の一般就労に係る県内企業と障害者双方の不安を解消するため、障害者短期職場実習を障害者就業・生活支援センター（県内4か所）に委託して実施する。

- 就労移行支援事業所等に対して、香川県が実施する障害者短期職場実習制度、労働局が実施する障害者職場実習制度及び実習期間中や就職後の定着支援に関するハローワークを中心としたチーム支援について周知啓発を行う。
- 労働局と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- 労働局とかがわ総合リハビリテーションセンター内の関係機関が連携した相談体制の確立と広報を行う。
- 労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

(4) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

内容：障害により通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な者等が、その能力を発揮できる方法として、また、雇用機会の確保の観点から、障害者雇用におけるテレワーク促進を図る。

香川労働局が実施する業務

- 障害者をテレワークにて雇用することに興味を持っている企業や障害者を雇用する必要性を理解しているものの、取組が進んでいない企業に対してリーフレットを手交し、厚生労働省委託事業の「テレワーク雇用促進のためのコンサルティング事業」の活用を促す。
- 障害者雇用に関する各種イベント等の場を利用して、本事業のリーフレットを配布して広く周知を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

(5) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

内容：公務部門における障害者雇用に関する基本方針に基づき、国及び地方公共団体が法定雇用率を達成するために必要な支援を実施する。このため、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等の開催により、障害者雇用に関する理解を促進する。また、ハローワークに配置された職場適応支援者により、各機関における障害者雇用の促進や雇用された障害者の職場定着を図る。

香川労働局が実施する業務

- 労働局及びハローワークの担当者が法定雇用率未達成の公的機関を訪問し、障害者求人提出、障害者の求職者リストの提供、ハローワークでのミニ面接会の実施等の支援策について助言を行う。
- 障害者雇用に関する理解を促進するためのセミナーや、障害者と共に働くために必要な配慮を身につける「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。

香川県が実施する業務

- 「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮し、職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう取り組む。
- 採用選考試験等の実施により、県における障害者雇用の機会を十分に確保し、障害者の適性に応じて、職場でその能力を十分に発揮することができるよう取り組む。

8. 外国人に対する支援

(1) 外国人求職者等に対する就職支援

内容：関係機関が連携して、外国人求職者に対する就職支援の取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク高松に設置している「外国人雇用サービスコーナー」に通訳員を配置するとともに、「多言語コンタクトセンター（電話通訳）」「多言語音声翻訳機器」等の活用により、多言語による相談支援体制の整備を図る。
- 「定住外国人就労・定着支援研修」を実施し、日系人等の定住外国人について、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、委託事業者と連携の上、受講者に対する就職支援等を実施する。
- 留学生に対する就職支援の取組強化について、しごとプラザ高松内に設置している留学生コーナーにおいて、留学生と企業とのマッチングを推進するとともに、大学等とハローワーク及び香川県が連携して効果的かつ一体的な就職支援を推進する。

香川県が実施する業務

- 外国人留学生等の県内就職をサポートするため、県内企業との交流会・企業説明会を開催する。
- 県内の留学生受入教育機関が行う、外国人留学生の受入れ及び県内就職の促進に資する取組に対し、支援を行う。

(2) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

内容：外国人が安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍するために、事業主に対して外国人材の雇用管理改善に向けた助言・指導等を行う。

[目 標]

- 外国人雇用事業所への訪問指導件数について、186件を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 外国人雇用事業所に対して、適切な事業所訪問計画の下、雇用管理改善の助言・指導等を行う。
- 雇用管理基盤・在留管理基盤のより一層の強化を図るため、事業主に対して、外国人雇用状況届出の確実な履行について周知・啓発を図る。
- 「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）」の活用促進を図り、外国人特有の事情に配慮した雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行う。
- 令和5年度秋頃に実施が予定されている外国人雇用実態調査(新設)について、外国人労働者問題啓発月間や雇用管理指導の場等を活用し、周知及び調査への協力依頼を行う。【★】

香川県が実施する業務

- 技能実習生に対して、生活ルールや防災に関する知識を紹介する出前講座を実施するとともに、「かがわ外国人相談支援センター」において、外国人住民の生活全般に係る相談に多言語かつワンストップで対応する。
- 「外国人労働人材関係相談窓口」を運営し、外国人材を受け入れる県内企業や外国人材から、雇用や就労に関する相談を総合的に受け付ける。
- 外国人材を雇用する中小企業等や監理団体等が行う、外国人材の日本語能力向上のための研修等に要する経費を助成する。
- 外国人介護人材に対し、介護能力向上を目的とした研修を行う。

(3) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援の強化

内容：外国人技能実習生、特定技能外国人等の外国人労働者の増加に伴い、労働条件等の相談対応を推進する必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 労働条件相談「ほっとライン」による電話相談窓口の周知を図る。

香川県が実施する業務

- 「外国人労働人材関係相談窓口」を運営し、外国人材を受け入れる県内企業や外国人材から、雇用や就労に関する相談を総合的に受け付ける。
- 外国人技能実習機構及び労働局を含む関係機関と情報共有を行い、連携を図る。

○外国人材の受入れを検討・実施する企業や監理団体等を対象に、外国人材の適正な受入れに係る説明を行うとともに、外国人材の定着・活躍に係る事例紹介等を行うセミナー等を実施する。

9. 誰もが働きやすい職場づくり

(1) ワーク・ライフバランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

内容：選択的週休3日制度について、引き続き好事例の収集・提供等により企業における導入を促し、普及を図る。加えて、多様な正社員（勤務時間限定正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員）制度についても、事例の周知等を行う必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等と連携して「香川働き方改革推進会議」を引き続き開催し、中小企業・小規模事業者の働き方改革を支援する取組を行う。
- 選択的週休3日制度も含め、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行う。

香川県が実施する業務

- 「香川働き方改革推進会議」において、労働局と連携し、中小企業等の働き方改革の推進に向けた方策を協議する。
- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。
- 県内企業等における働き方改革を支援するため、アドバイザーの派遣等の事業を実施する。
- テレワークの導入など新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等に対し、取組経費の一部を助成する。
- 新しい働き方を推進するとともに、地方への関心の高まりを踏まえ、県内への新規立地や移住等を促すため、県内にサテライトオフィスの開設を行う県外の事業者に対して助成を行う。

(2) 長時間労働の抑制

内容：勤務間インターバル制度は、労働者の健康の維持・向上とワーク・ライフ・バランスの確保に資することを踏まえ、その導入の必要性や効果を周知する。

香川労働局が実施する業務

- 勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、企業等に対し、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている専門家によるアーカイブ動画や導入マニュアルを活用し、事例に即した説明を行うなど、導入の効果や導入フローを分かりやすく説明する。
- 中小企業が活用できる働き方改革推進支援助成金を活用し、長時間労働が懸念される企業等への導入促進を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

(3) 総合的なハラスメント対策の推進

内容：職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つける、あってはならないことであり、働く人の能力の発揮の妨げになることから、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づくパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務の履行確保を徹底する等、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。

香川労働局が実施する業務

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない企業には厳正な指導を実施する等、法の履行確保を図るとともに、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図る。
- 就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知を図る。
- 学生等に対しては、大学等への出前講座等の機会を活用して積極的な周知に努めるとともに、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、企業に対して適切な対応を求める。
- カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促す。
- ハラスメント撲滅月間（12月）を中心に、事業主等への周知啓発を実施する。

香川県が実施する業務

○労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

(4) 治療と仕事の両立支援

内容：ハローワークとがん診療連携拠点病院等が連携し、がん患者等長期にわたる治療が必要な者に対する就職支援を実施する。

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク高松、丸亀、観音寺の長期療養者就職支援ナビゲーターが、がん診療連携拠点病院等へ定期的な出張相談を実施し、看護師やソーシャルワーカー等と連携を図り、がん患者等長期にわたる治療が必要な者に対する就職支援を行う。
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」等の周知啓発とともに、香川県地域両立支援推進チームの運営等により、治療と仕事の両立支援に係る効果的な連携と一層の促進を図る。

香川県が実施する業務

○労働局が行うがん等の疾病による長期療養が必要な求職者について就職支援の連携や、事業主の理解を促進する取組の支援を行う。

(5) 労働者協同組合法の円滑な運用を図るための普及啓発

内容：令和4年10月に施行された労働者協同組合法の円滑な運用を図るため、普及啓発を行う。

香川労働局が実施する業務

- 労働者協同組合法の普及啓発のため、リーフレットの配布を行う。
- 組合員からの労働相談に対して、相談内容に応じ雇用環境・均等室や労働基準監督署等の関係機関を案内するなど、相談者の意向を踏まえ適切に対応する。また、組合員から組合の設立に関する事などの労働関係法令以外の相談が寄せられた場合は、制度を主管する香川県労働政策課や労働者協同組合法に係る相談窓口を相談先として案内する。

香川県が実施する業務

- 労働者協同組合法に関する制度を周知するため、関係団体等に対する説明会の開催などを行う。
- 県ホームページに制度の概要や設立手続きを掲載するなどして広く周知を図り、組合の設立・運営の参考となる資料等を収集・整備するほか、相談者に対して適切に情報提供するなど、組合の設立を希望する方への支援に努める。

10. 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

内容：最低賃金については、令和4年10月28日閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においても、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組むとされており、中小企業等が価格転嫁を行い適正な利益を得られるよう環境の整備及び賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化等企業における賃金引上げの気運醸成に取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援を目的とした各種労働関係助成金について、香川県や事業主団体と連携しながら、事業主に対して積極的に周知を行い、当該助成金の利用を促進する。
- 当局の委託事業である「香川働き方改革支援センター」のワンストップ相談窓口の周知及び県内各所において出張相談会を開催し、生産性向上等に取り組む事業主等に対して支援を行う。
- 「賃金引上げ特設ページ」の周知を行い、賃金引上げの各種支援策・好事例等の周知を行う。【★】

香川県が実施する業務

- 労働局と連携して、厚生労働省が所管する労働関係助成金の積極的な周知を行い、助成金制度の円滑な活用を促進する。
- 最低賃金の改定について、ホームページや広報紙に広報記事を掲載する等により積極的な周知活動に取り組む。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

内容：最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。賃金の最低限度を保障するセーフティーネットとして、積極的な周知広報及び最低賃金額の履行確保等適切な運営に取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 最低賃金額が改正された際に、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体、使用者・労働者等にリーフレット、ポスターの配布、HPへの掲載等積極的な周知活動に取り組む。
- 最低賃金の履行確保を図るため、問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施。

香川県が実施する業務

- 労働局との連携のもと、当該事業の周知・広報に努め、活用を促進する。

【特別連携事業】

(1) 労働局及び各ハローワークと香川県就職・移住支援センターとの連携

① 就労支援

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターについて、県と国との相乗効果により、一層、県内雇用情勢が改善されるように、これまで以上に連携を強化し、各種就労支援策を講じる。

香川労働局が実施する業務

- 労働局及びハローワークは、労働市場全体としてのマッチング機能の強化のために香川県が設置する香川県就職・移住支援センターと密接に連携し、若年者等に対して企業説明会等のセミナーやインターンシップ、県内企業の魅力情報発信といった就職支援を行う。
- 香川県にハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を行う。
- 地域における大量雇用変動等に対して、香川県及び関係団体と連携して離職者の円滑な再就職実現等を支援する。

香川県（香川県就職・移住支援センター）が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターにおいて、就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用した県内企業の魅力・情報の発信を行うとともに、「若者の就職支援」、「県外からの就職支援」、「特定分野での人材確保」をコンセプトとした無料職業紹介の実施による就労支援を行う。
- 香川県就職・移住支援センター等において、オンライン提供されたハローワークの求人・求職情報を活用し、マッチング機能の強化を図る。
- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び労働局への情報提供を行う。

② 職員の資質向上

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターにおいて、新たに配置する職員等に職業紹介等の研修を受講させるほか、各種講習やセミナー等にも参加させ、資質向上を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が実施する香川県就職・移住支援センターの研修等に、労働局職員を派遣し、職業紹介等に係る研修を実施する。

香川県（香川県就職・移住支援センター）が実施する業務

- 香川県の研修に、労働局へ講師派遣を依頼する。
- 労働局が実施する職員研修等への香川県就職・移住支援センター職員の受講を依頼する。

(2) しごとプラザ高松とかがわ女性・高齢者等就職支援センターとの連携

内容：しごとプラザ高松と香川県が設置するかがわ女性・高齢者等就職支援センターについて、より一層の連携強化を図ることで、求職者にとって効果的な就労支援となるよう取り組む。

香川労働局（しごとプラザ高松）が実施する業務

- しごとプラザ高松を利用する子育てと仕事の両立を希望する女性などについて、かがわ女性・高齢者等就職支援センターと連携し、就労相談や保育情報の提供等の支援を行う。

香川県（かがわ女性・高齢者等就職支援センター）が実施する業務

- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職に就いていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 職に就いていない女性や高齢者、40歳以上で支援を必要とする方に対する伴走型の就労支援を実施し、しごとプラザ高松の職業紹介につなぐことで、マッチング機能の強化を図る。
- 子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等については、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、保育所情報の提供等を行い、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。
- しごとプラザ高松が実施する就職支援情報等について、本センターの利用者に積極的な周知を行う。
- 本センターの利用者が来所するにあたっては、しごとプラザ高松の協力により、プラザの入口及び通路の使用を可能とする。